

制度のご案内

ほ 母子家庭 ふ 父子家庭 か 寡婦
の支援です。

0歳～中学3年 児童手当

0歳から中学校を卒業するまでの児童を養育している父母等のうち、前年所得が高い方に支給します。
(公務員の方は、職場から支給されます。)
※原則として毎年6月の現況届は不要です。

★受給資格★

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
→相談してください。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。

◇月額支給額

・0歳～3歳未満	15,000円
・3歳～小学6年(第1・2子)	10,000円
・3歳～小学6年(第3子以降※)	15,000円
・中学生	10,000円
・所得制限限度額以上の方	1人につき 5,000円
・所得上限限度額以上の方	支給されません

※18歳年度末を越える場合は順番に数えません。

◇支給方法と支給日
・原則として、申請日の翌月分から支給します。

支給日(令和5年度)	
6月期(2～5月分)：6月15日(木)	※受給者名義の金融機関の口座に振り込みます。
10月期(6～9月分)：10月16日(月)	
2月期(10～1月分)：2月15日(木)	

住まいと暮らしのサポート

公営住宅の優遇措置 ほふ

20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の方は、公営住宅入居募集の選考において、抽選の当選率が2倍に優遇されます。定期募集は、おおむね2月・6月・10月に行います。

- ◆市営住宅に関する問い合わせ
堀田・誠和共同企業体 市営住宅管理センター
☎ 0848-21-1266 (月～金 8:30～17:30)
- ◆県営住宅に関する問い合わせ
堀田・誠和共同企業体 県営住宅管理センター
☎ 0848-24-2277 (月～金 8:30～17:30)

※『申込のしおり』配布場所
堀田・誠和共同企業体 各管理センター
まちづくり推進課住宅政策係(市役所3階)と、
因島・御調・向島・瀬戸田の各支所

民間賃貸住宅の居住支援のご案内

- 『広島県居住支援協議会』で検索
- ◆問い合わせ 広島県住宅課 ☎ 082-513-4164

手当・医療助成

0歳～18歳 0歳～20歳 障がいのある児童

児童扶養手当 ほふ

“対象者”に該当しても次のいずれかに該当する場合は、支給されません。

- 父または母、および同居の家族の方(父母、祖父母、兄弟など)の前年所得が一定額以上あるとき
※毎年、所得の見直しがあります。
→次の9～10月に相談してください。
- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し年金額が手当額を下回るときはその差額分を支給します。
→相談してください。

◇所得限度額

対象者の前年の所得(課税台帳上の所得に前年対象者または子が受け取った養育費の8割を合算した額)が一定の額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給されません。また、「対象者と同居している家族の方」の前年の所得が一定の額以上ある場合は、その年度は手当が支給されません。

0歳～18歳

子ども医療費助成

尾道市に住民票のある、0歳から18歳年度末までの子どもが、病気やケガで医療機関を受診した場合、その医療費の一部を助成します。

※就学前までは、誕生月毎に証書を送付します。
就学後は新しい証書を送付しないのでご注意ください。

◇対象者
入院・通院ともに0歳～18歳年度末までの子ども

◇一部負担金
医療機関ごとに1日500円(通院は月4日、入院は月14日まで)の一部負担金が必要です。

- ◆問い合わせ 【児童扶養手当・ひとり親家庭等医療助成】 子育て支援課 子育て支援係 ☎0848-38-9205
- 【児童手当・子ども医療費助成】 子育て支援課 窓口サービス ☎0848-38-9112

0歳～18歳

ひとり親家庭等医療費助成 ほふ

ひとり親家庭の父または母、および児童が病気やケガで、医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。

◇対象者
18歳年度末までの児童を養育している、ひとり親の父または母と児童。または18歳年度末までの父母のない児童

◇一部負担金
医療機関ごとに1日500円(通院は月4日、入院は月14日まで)の一部負担金が必要です。

★受給資格★

- 尾道市に住民票のある人
- 健康保険に加入している人
- 所得税非課税世帯(同居している父、母、兄弟なども含む)であること(ただし所得税が課税されている方については、所得税法等の一部を改正する法律の規定により再計算しますので、課税されていても該当になる場合があります。)

※毎年、所得の見直しがあります。
→次の6～7月に相談してください。

生活のための経済的支援

母子・父子・寡婦 福祉貸付金

ほふか

母子家庭・父子家庭や寡婦の人に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸し付けを行っています。
※事前にご相談ください。

- ◇対象者
・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
・父母のいない児童(20歳未満)
- ◆申請書類の提出先：子育て支援課、各支所
- ◆相談：広島県東部厚生環境事務所 厚生課

☎ 0848-25-4632 (ダイヤルイン)

土日に申請書類の提出を受け付けます。予約をお願いします。

尾道市母子・父子福祉センター(尾道市総合福祉センター内)
☎ 0848-22-8385 (火～日 9:00～17:00)

生活福祉資金貸付

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯が、安定した生活を送れるようにするために、資金の貸し付け(低利または無利子)と必要な相談支援を行っています。

- ◆問い合わせ 尾道市社会福祉協議会 ☎ 0848-21-0322

JR通勤定期乗車券の特別割引

児童扶養手当受給者およびその方と同一世帯員で、通勤のためJRの定期乗車券の必要な人は、手続きをすると3割引になります。

- ◆問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0848-38-9205

教育のための経済的支援

保育所・認定こども園 幼稚園 放課後児童クラブ

保育料の決定・利用料の減免制度

家庭の状況、所得によって保育料や副食費、利用料を決定します。

- ◆認可保育所等についての問い合わせ
子育て支援課 児童保育係 ☎ 0848-38-9114
- ◆公立幼稚園についての問い合わせ
教育委員会 庶務課 庶務係 ☎ 0848-20-7238
- ◆放課後児童クラブについての問い合わせ
子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0848-38-9215

小学4年生～ 中学生

学習支援教室

一人ひとりの力に合わせた個別の学習指導
※原則、毎週土曜日開催

- ◆問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0848-38-9205

小学校 中学校

義務教育就学援助

尾道市の小・中学校に在学する児童生徒に対し、家庭の事情に応じて、給食費、学用品費などの一部を援助する制度です。

- ◆問い合わせ 在学している小・中学校
または 教育指導課 学事係 ☎ 0848-20-7474

高等学校

①高等学校等就学支援金[全員手続] 4月申請

広島県内の公立高校等に在学する生徒を対象に保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が304,200円未満の場合、対象となります。授業料等は有償ですが、学校側が受取り相殺されます。(国立・私立高校等にも同様の制度があります。)

②高校生等奨学給付金[対象者] 7月申請

保護者等が県内に住所を有し、高等学校等に通う低所得者世帯(非課税世帯)に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて奨学給付金が支給されます。(返還不要)

③高等学校等奨学金[希望者] 4・9月申請

保護者等が県内に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。

④高等学校等学びの变革環境充実奨学金[対象者] 7月申請

県内の国公立私立高校等に在学する低所得世帯(非課税世帯)に対して、授業等で使用する生徒用ICT端末等を保護者負担で購入等する費用を支援します。(返還不要)

- ◆問い合わせ 在学している学校
または 広島県 教育支援推進課
- ①② ☎ 082-222-3015
- ③④ ☎ 082-513-4996